

研究開発施設共用等促進費補助金
(ライフサイエンス研究の振興) 交付要綱

平成24年1月31日
文部科学大臣決定
改正 令和3年2月26日

(通則)

第1条 研究開発施設共用等促進費補助金(ライフサイエンス研究の振興)(以下「補助金」という。)の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 ライフサイエンス研究の振興に係る研究開発施設等並びに知的基盤の共用・整備等を促進するために必要な経費を対象機関に補助することにより、ライフサイエンスに関する基礎研究からイノベーション創出に至るまでの科学技術活動全般の高度化及び国の研究開発の効率化を図り、もって科学技術の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 前条における「対象機関」は、別に定めるものとする。

(補助金の交付の対象及び補助金の額)

第4条 文部科学大臣(以下「大臣」という。)は、第2条の目的を達成するために必要な事業(以下「補助事業」という。)を実施する機関の設置者(以下「補助事業者」という。)に対し、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業の区分及び補助対象経費は別に定めるものとする。

(申請手続)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、別に定める補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

- 第6条 大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたものについて、交付の決定を行い、補助金の交付を受けようとする者に別に定める交付決定通知書をもって通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付を行うものとする。
- 3 大臣は、第1項の交付の決定に際して、必要な条件を附することができる。
- 4 補助金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条の補助金交付申請書が文部科学省に到達してから30日とする。

(申請の取下げ)

- 第7条 前条の通知を受けた者は、その通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、その通知を受けた日から15日以内に申請を取下げることができる。
- 2 前項の取下げをするときは、別に定める交付申請取下げ書に参考となる資料を添え、大臣に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(経費の効率的使用)

- 第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の主旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更の承認)

- 第9条 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ別に定める計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的を変えない軽微な変更で、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合であり、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、第4条第2項に定める補助対象とする各費目に係る額を補助金の交付決定額の総額の50%（この額が500万円に満たない場合は500万円）以内で増減する場合についてはこの限りではない。
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、遅延なく別に定める補助事業中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別に定める補助事業遅延届を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第12条 大臣は必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業等の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告書の提出)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合も含む。)した場合にあっては、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別に定める実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、大臣が必要と認めるときは、その期限によることができる。

2 補助事業者は、国の会計年度が終了したときに補助事業が未完了の場合は、国の会計年度終了に伴う実績報告書を補助金の交付を受けた翌年度の4月末までに別に定める様式により大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 大臣は、前条第1項の規定による補助事業の実績報告書の提出を受けた場合は、その実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容(第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者別に定める確定通知書により通知するものとする。

2 大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、その時において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別に定める消費税等仕入控除税額確定報告書により速やかに大臣に報告しなければならない。

ない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前条第4項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(補助金の交付決定の取消し等)

第16条 大臣は、第10条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が補助事業に対し不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の規定により第6条の交付の決定の取消し等を行った場合には、既に当該取り消し等に係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から同項第3号までの規定により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第14条第4項の規定は、第2項に基づく補助金の返還を命ずる場合において準用する。

(補助金の支払)

第17条 補助金の支払は、原則として第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、大臣は必要があると認めるときは、会計法(昭和22年法律第35号)第22条及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条第4号に基づく協議が調った際には、補助金額の全部又は一部を補助金の額を確定する前に支払うことができる。

- 2 補助事業者は、前項により補助金の支払いを受けようとするときは、別に定める補助金支払請求書又は精算交付請求書を官署支出官大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 大臣は、取得財産等を処分することにより、補助事業者に収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第19条 取得財産等のうち施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、別に定める財産処分承認申請書を大臣に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

(補助金の経理)

第20条 補助事業者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(電磁的方法による提出)

第21条 補助金の申請者あるいは補助事業者は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第22条 大臣は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は補助事業者に到達確認を行うものとする。

(その他必要な事項)

第23条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成24年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年2月26日から施行する。